

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和5年2月19日、君津市俵田1138番1地先で発生した器物損壊事故。 上総小櫃中学校第2グラウンドにおいてロープと杭で固定していた棒高跳び用マット（大きさ2m×3m）が、強風でロープが切れたことにより飛ばされ、相手方所有のフェンスを損壊して損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、180,400円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和5年3月31日

令和5年6月2日提出

君津市長 石井宏子